

2019年9月3日

各 位

会 社 名 株式会社アンビスホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 柴 原 慶 一
(コード番号: 7071 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 取締役管理本部本部長 鈴木しのぶ
(TEL. 080-7527-0363)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2019年9月3日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所JASDAQスタンダードへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の数 | 当社普通株式 1,000,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2019年9月18日の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2019年10月8日(火曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2019年9月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社及び株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2019年9月30日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2019年10月1日(火曜日)から
2019年10月4日(金曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2019年10月9日(水曜日) |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 100,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 愛知県名古屋市名東区亀の井三丁目 66 番地
株式会社 I D E A, Inc 50,000 株
東京都港区
柴原 慶一 50,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 165,000 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
野村証券株式会社 165,000 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 165,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2019 年 11 月 5 日（火曜日）
- (4) 払 込 期 日 2019 年 11 月 6 日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2019 年 9 月 30 日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 1,000,000株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 100,000株
オーバーアロットメントによる売出し 165,000株

(※)

(2) 需要の申告期間 2019年9月20日(金曜日)から
2019年9月27日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 2019年9月30日(月曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2019年10月1日(火曜日)から
2019年10月4日(金曜日)まで

(5) 払込期日 2019年10月8日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 2019年10月9日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である株式会社IDEA, Inc(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年9月3日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2019年10月9日から2019年10月30日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	10,000,000株
公募による増加株式数	1,000,000株
第三者割当増資による増加株式数	165,000株 (最大)
増加後の発行済株式総数	11,165,000株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 2,381,200 千円(*)は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 396,198 千円(*)と合わせて、設備資金として①当社グループの「医心館事業」の新規開設に係る資金に充当し、運転資金として②従業員採用費、③ネットワークシステム構築及び各種業務システム整備等の費用、借入金返済資金として④債務返済等に充当する予定であります。

- ① 医心館事業における新規施設(2020年9月期:3施設)の開設資金(保証金、設備投資、什器備品購入及びオープンイベント関係費用等)として、1,500,000千円(2020年9月期:1,500,000千円)を充当する予定であります。なお、当社グループでは、当該事業において「医心館」を年間7~10施設、新規に開設する計画となっております。このうち3施設の新規開設に係る資金を手取金により充当する予定であります
- ② 医心館事業における事業規模及び利用対象者層の拡大への対応に係る従業員採用費として、277,398千円(2020年9月期:130,000千円、2021年9月期:147,398千円)を充当する予定であります。なお、当該費用は、当社グループで就業する従業員を採用及び雇用する費用であり、採用のために人材紹介会社等へ支払う報酬を含んでおります。
- ③ グループ内におけるコミュニケーションの強化(意思決定の迅速化)に係るネットワークシステム構築及び事務効率化に係る各種業務システム整備等の費用として、200,000千円(2020年9月期:200,000千円)を充当する予定であります。なお、その内訳は、当社と子会社、及び子会社の本部と各施設をつなぐネットワークシステム構築の費用が50,000千円、医療や介護に係る業務システム、及び経理、財務、人事などに係る業務システム整備等の費用が150,000千円となっております。
- ④ 長期債務返済として、800,000千円(2020年9月期:800,000千円)を充当する予定であります。なお、手取金により返済予定の長期借入金は「医心館」の開設資金として行った金融機関からの借入れであります。

また、残額が生じた場合には、将来における広告宣伝費及び販売促進費や事業拡大のための運転資金に充当する方針であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,610 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益配分を重要な経営課題として捉え、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、配当を行うことを基本方針としております。

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(2) 内部留保資金の使途

当社は、内部留保資金につきましては、好調に成長している「医心館事業」への経営資源の積極的な投下(利益の内部留保及び活用)を行うものとしております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当面は配当性向を5～10%程度、その先では株主への還元を十分考慮するものとして、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行う方針であります。今後は、毎事業年度で確実に利益を計上することを前提として財務体質の強化を図り、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当の実施を行っていくことを検討してまいります。

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

当社は2016年10月3日に株式移転により設立いたしました。

2017年9月期及び2018年9月期の配当状況は以下のとおりです。

	2017年9月期	2018年9月期
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	△2.18円	10.57円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	130.6%
純資産配当率	－%	－%

- (注) 1. 当社は2016年10月3日設立であり、2017年9月期は2016年10月3日から2017年9月30日までの11か月と29日となっております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
4. 2017年9月期の自己資本当期純利益率は、当期純損失が計上されているため、記載していません。2018年9月期の自己資本当期純利益率は当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
5. 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、また、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、2017年9月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社IDEA, Inc、売出人である柴原慶一及び当社新株予約権者である前田早知子、鈴木しのぶ及び西久保千賀は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2020年1月6日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2020年4月5日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2019年9月3日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売にあたりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。